

令和2年

第2回(定例会)東かがわ市教育委員会議

会議録

令和2年2月25日(火)

出席構成員			
東かがわ市教育長	竹田 具治		
委員(教育長職務代理者)	向山 正裕		
委員	大久保 尚子		
	山本 勝博		
	椋原 文子		
欠席構成員			
説明のため会議に出席した者の職氏名			
学校教育課長	中川 敬彦	学校教育課 副主幹	与島 達也
生涯学習課長	中川 晃代	学校教育課 主査	福島 佳代
子育て支援課長	川田 真一	学校教育課 主任主事	土井 直樹
学校教育課 副主幹	水口 由美子	生涯学習課 副主幹	小西 圭司
学校教育課 副主幹	児嶋 佳高	生涯学習課 副主幹	佐藤 昇用
学校教育課 副主幹	岸本 禎	子育て支援課副主幹	丸山 克己
学校教育課 副主幹	安本 薫		
職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名			
学校教育課 副主幹	水口 由美子		
会議録署名人			
教育長 竹田 具治、委員 向山 正裕			
事務局担当書記	学校教育課 副主幹 水口 由美子		

【特記事項】 傍聴人:0人

議 事 日 程

日程第 1	会議録署名委員の指名について		
日程第 2	会期の決定について		
日程第 3	令和 2 年第 1 回（定例会）東かがわ市教育委員会会議録の承認について		
日程第 4	教育長報告		
日程第 5	議案	第 1 号	東かがわ市子ども総合支援センター条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案	第 2 号	東かがわ市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案	第 3 号	東かがわ市体育館設置条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案	第 4 号	東かがわ市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案	第 5 号	東かがわ市中学校部活動指導員配置要綱の制定について
日程第 10	議案	第 6 号	東かがわ市特別支援教育支援員の設置に関する要綱の一部を改正する告示について
日程第 11	議案	第 7 号	東かがわ市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について
日程第 12	議案	第 8 号	指定管理者の指定について（東かがわ体育施設等）
日程第 13	議案	第 9 号	通学する学校の変更申請の承認について
日程第 14	議案	第 10 号	工事請負契約締結について（令和元年・2 年度白鳥中学校校舎・体育館等解体工事）
日程第 15	専決 処分 報告	第 1 号	地法自治法第 180 条第 1 項の規程による市長の専決処分の報告について
日程第 16	報告	第 1 号	令和 2 年度一般財団法人東かがわ市スポーツ財団の事業計画に関する書類の報告について
日程第 17	報告	第 2 号	令和 2 年 3 月議会定例会提出「令和元年度教育関係補正予算」について
日程第 18	報告	第 3 号	令和 2 年度当初予算について
日程第 19	報告	第 4 号	令和 2 年度東かがわ市奨学生の決定について
日程第 20	報告	第 5 号	令和 2 年度入学する学校の変更申請者（校区外中学校への入学予定者）の報告について

日程第 21	報告	第 6 号	区域外就学者の報告について
日程第 22	報告	第 7 号	令和元年度香川県学習状況調査結果について

(午後 1時30分 開会)

■日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長が、本会議の会議規則第 6 条の規定に基づき、竹田教育長と委員の中から 1 名、向山委員を指名。

■日程第 2 会期の決定について

教育長から、本会議の会期について 1 日でよいか意見を求める。

<質疑>

○ 委員 1 日です承。

■日程第 3 令和 2 年第 1 回（定例会）東かがわ市教育委員会会議録の承認について

学校教育課、中川課長から会議録について説明。

<質疑>

○ 特になし。

■日程第 4 教育長報告

竹田教育長から、2 月（1 月 25 日から 2 月 25 日）に出席した行事等について報告。

また、今後の予定について報告し、質疑を求める。

<質疑>

○ 特になし。

■日程第 5 議案 第 1 号 東かがわ市子ども総合支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

子ども総合支援センター 川田主査が説明

<質疑>

- 山本委員 子どもの心身で、この、こどもの定義というとは0歳児から18歳未満ということなんですか。こどもと言うのはどの年代を指すのでしょうか。
- 川田課長 児童福祉法による18歳でございます。
- 山本委員 18歳未満が全員対象と言うことですか。
- 川田課長 はい。
- 川田主査 こども総合支援センターとしましては、先程言いましたとおり、児童福祉法では18歳未満になるんですけども、高校卒業後のお子さんがいらっしゃると思います。それで小・中のあいだに関わっていたお子さんで、例えば就職してからちょっと悩み聞いてほしいですとかと言うパターンも今までも何度もありますので、今のところ子ども総合支援センターの対象は、おおよそ18歳未満と言うようにちょっとふくみを持たせておりますので、それでご理解いただけたらと思います。
- 向山委員 かつこ2、かつこ3で、就学前施設学校とありますが、こどもという言葉はここにいるのでしょうか。こどもや家庭及び就学前・学校ということで、やはり子どもからの相談がとんでいる。施設だとか学校からの助言だとか
7の準要保護を調べましたがここは虐待防止に関することを書いたのでしょうか。
- 川田主査 虐待防止も含まれています。
- 向山委員 協議会の会長は東かがわ市保健福祉事務所所長ですね。この会の構成構成員に東かがわ市子ども総合支援センターが入っているわけでしょう。構成としておかしいと思いますが。
- 川田課長 今まで市長部局における保健福祉事務所として市民部長が兼ねてしておりましたけれども、今回組織改編がございまして教育委員会への委任ということになります。
- 中川課長 今までであれば別でありましたが、これからは一つの子育て支援課の中に入って来す。その中で教育委員会部局に入り、子育て支援課に入り、その中で子ども総合支援センターと一緒に動いてこの協議会を所管するというかたちになります。
- 教育長 福祉事務所との関係はなかなか難しいところもあって、普通は市長部局の方で実施するんですが、出来るだけ連携しながらということで行きたいと思います。
- 中川課長 先程、向山委員が言われていた子どもを入れるか入れないかと言う

形であります、あくまで解釈の中で就学前施設、学校そして家庭、これは当然子ども、また大人も親も含んでという解釈の中で議会へ上程させていただけたらと思うんですがいかがでしょうか。全体に子どもとか大人は関係なく関係する機関からの相談、助言に対して事業を行っていくということでセンターの動きをやっていきたいと思えます。

- 向山委員 総合支援センターが施設とやりとりして、どちらかという間接的になるので、そのなかで子ども総合支援センターと子どもや家庭及び主要な施設・学校でくくった方がいいかと思えます。
- 中川課長 現実に動くところには当然子どもは入っていきますのでご理解いただけますでしょうか。
- 教育長 十分留意して。他にご意見等ございますでしょうか。それでは東か福がわ市こども総合支援センター条例の一部を改正する条例については議会に上程することとしてよろしいでしょうか。
- 教育長 はい。

■日程第6 議案 第2号 かがわ市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
子育て支援課・丸山副主幹が説明。

<質疑>

- 教育長 白鳥中学校区の学校再編にかかる放課後児童クラブの名称、実施場所の変更でございます。
- 向山委員 白鳥小学校ではなく、白鳥小中学校ですね。
- 中川課長 白鳥小学校は残ります。一貫校の名承として「白鳥小中学校」ですので、一貫校の呼び方として「白鳥小中学校」になります。
- 向山委員 分かりました。
- 大久保委員 分放課後児童クラブは4月1日からということですが、3月31日までは現在のところで行うと思いますが、4月1日は新しいところに移るんですか。1カ所に集まりますか。
- 川田課長 はい、そうです。
- 中川課長 今、体育館の1階を放課後児童クラブのスペースを取らせていただいております。そこに集約されます。
- 大久保委員 保護者への連絡をきちんとしていないと、保護者も心配されます。
- 中川課長 分かりました。

- 日程第7 議案 第3号 東かがわ市体育館設置条例の一部を改正する条例について
生涯学習課・佐藤副主幹が説明。

<質疑>

- 教育長 説明がございましたが、福栄と白鳥の体育館につきましては地域のコミュニティの方の管理に入るといことでコミュニティセンター条例に基づいた対応といことで、本町につきましてはコミュニティ協議会が十分でないのでそのまま体育施設の設置条に基づく施設利用といことで条例が提案されています。

- 日程第8 議案 第4号 東かがわ市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

生涯学習課 佐藤副主幹が説明

<質疑>

- 向山委員 中学校の武道場となっていますが小中学校で武道場というのは小学生は使わないのでしょうか。改正前の2ですが、スポーツ開放施設により小・中学校とありますが、これは小中学校の屋内運動場とありますが、小学校の体育館、中学校の体育館ではないのですか。
- 佐藤副主幹 改正前の条例で、別表1にありますが、武道場につきましては中学校の項目で武道場とあるだけです。
- 教育長 金額の根拠は何ですか。
- 佐藤副主幹 加算時の根拠で1,000円としております。参考としておりますが大川中学校の武道場、こちらは、今現在の運用としましては、使った分だけの燃料を実費精算していただいております。それがだいたい1回6,000円から8,000円というようなことで、だいたい時間1,000円程度の実費精算をしていただいておりますので、そこを参考として時間1,000円という設定で上程する予定としております。
- 向山委員 大川中学校も1,000円となっていますか。
- 中川課長 大川中学校は発電機で燃料代をいただいております。ここは電気なのでそこがちがいます。
- 佐藤副主幹 今回、先程の末尾の一文を削除しましたのも、大川中学校はありますが運用として実費でいただいておりますので、加算時請求といところは発生しておりません。一文があると少し大川中学校でもらわらないの話にもなってきますので、そこを削除させていただきます。

- 教育長 公民館は 500 円なんですね。
- 佐藤副主幹 公民館は 200 円か 300 円でしょか。あまり安く設定してしまうと逆にどんどん使われても言うところがありますので。
- 佐藤副主幹 質問されたら説明できるようにしておいてもらえたらと思います。
- 教育長 東かがわ市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例については最後の一文を削除したかたちで提案ということによろしいでしょうか。

■ 日程第 9 議案 第 5 号 東かがわ市立中学校部活動指導員配置要綱の制定についてを議題とする。

学校教育課・岸本副主幹から説明

<質疑>

- 向山委員 配置については現場も大変だったと思います。中学校については配置できるのか心配でしたが、まずひとつは、この方達の身分を記載していた方がいいかと思います。間接的にこの 8 条で分かると思いますが、特別職員の非常勤職員とか身分を記載していた方がいいかと思います。もう一つ、配置の申請があつていいかと思います。2 条のところに付け加えたら良いと思います。ここに校長の指導監督のことがあるので、7 に、その他部活動に関し校長または、教育委員会が必要と認める事項というのをここに追加したら、団体等の研修をよくしますが、その時になかなか行ってもらえないので、一文加えておけば参加してもらえるのではないかと思います。第 5 条のところで、年間 500 時間とありますが、但し、大会などがある時は校長が年間時間を越えない程度に認めるという一文を加えておいた方がいいかと思います。3 時間とか 4 時間で括りがありますが大会時はそれでは難しいので 4 時間越える時もあるがただし年間何時間なら良いということを加えた方がいいかと思います。
- 教育長 あまり細かくなると難しくなると思うので、原則とするなどそんなことばではいけないのでしょうか。基本はこのような形でいき、大会等は但し書きを入れるようにするとか。
- 向山委員 7 条の研修ですが、2 条で事故が発生した時の現場対応があるので、研修の時にはこんな研修を受けるようにと入れておいた方がいいかと思います。それから、時給 1,200 円ですがこの根拠は何ですか。
- 岸本副主幹 市の規程と照らし合わせて 1,200 円としています。
- 向山委員 スクールサポートスタッフは 900 円ですね。

- 岸本副主幹 はい。
- 山本委員 条文の関係で教えてほしいところとこうしたらよいと思うところがあります。例えば第4条の但し書きに、但し特別な事情がある場合は再任することができる。それから、19ページで第4条で特別な事情がある場合の再任は妨げない。これは表現が違いますが、結局は再任できるということですが、特別な事情が有る場合、特別な事情がなかったら再任はしないのか、特別な事情とはどういう場合なのか。
- 岸本副主幹 今、現場で考えているのは人員不足なので、後継者がいない、またそこで部活が継続できない時は継続でお願いする形をとりたいと思っています。
- 山本委員 表現は違いますが、30年の4月25日で外国語支援員の設置要綱この中では任期は1年以内とする。但し再任を妨げない。私はその一言でいいのではないかと思います。特別な事情をいれると、じゃあ特別な事情が内場合は再任出来ないということになるでしょう。
- 向山委員 私もこれはとる方がよいと思います。
- 山本委員 再任を妨げない。としていれば。
- 中川課長 但し再任は妨げないに訂正させていただきます。
- 山本委員 特別な事情がないと再任できないと思ってしまいます。12ページ11条の職を辞職をしようとするときは、当該学校長の意見を添えて委嘱辞退願いを提出するものとする。これは例えば、1習慣前、10日前とか1ヶ月前とか、例えばそこで辞めるでなくて、できれば1ヶ月前には言ってもらう等期間を入れていただけたらと思いました。
- 向山委員 17ページの実績報告、1ページで1ヶ月書けるようにはなりませんか。この様式であればすごい量になります。勤務内容のスペースも書く欄が大きすぎるのではないですか。
- 岸本副主幹 様式は特別支援の支援員と同じ様式です。検討します。
- 向山委員 学校に部活動の日誌がありますが同じ感じにしては導でしょうか。
- 樫原委員 募集はどんなふうにするのですか。
- 岸本副主幹 2名を募集する計画にしています。1名はバレーボールですが承諾してもらっています。もう1名サッカーでこちらからお話をさせていただいてお願いするようになると思います。
- 樫原委員 そういう方がいらっしゃるということを確認してですか。
- 岸本副主幹 これまでの活動の実績などをふまえてです。
- 樫原委員 誰でもと言うわけにはいけませんね。

- 岸本副主幹 はい、そうです。
- 大久保委員 公募はしないんですか。
- 岸本副主幹 はい、もう公募はしません。こちらの方でいろいろお聞きして決めていきます。
- 教育長 それでは東かがわ市立中学校部活動指導員配置要綱については、今出た意見を基にして修正して次回に再度提出ということによろしいでしょうか。
- 委員 はい。

■日程第 10 議案 第 6 号 東かがわ市特別支援教育支援員の設置に関する要綱の一部を改正する告示についてを議題とする。

学校教育課・岸本副主幹が説明

<質疑>

- 教育長 支援員の活動の日が年度の末日となっていました、子ども達の居る学年の終了日と変更したということです。
- 山本委員 ここも、再任を妨げないとしていただけたらと思います。
- 岸本副主幹 はい。
- 教育長 それでは、「特別な事情がある場合の」と言うところを削除して、改正ということによろしいでしょうか。

■日程第 11 報告 第 1 号 東かがわ市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

学校教育課・土井主任主事が説明

<質疑>

- 教育長 国の支給額の改正に伴う改正ということです。質問ございませんか。
- 委員 はい。

■日程第 12 議案 第 8 号 東かがわ市指定管理者の指定についてを議題とおする。

生涯学習課 佐藤副主幹が説明

<質疑>

- 教育長 説明が終わりました、市の体育施設は、これまで市のスポーツ財団が指定管理者として行ってきておりましたが、期間が切れるということで、新たな指定ということで、審議等を経て議会への提案とい

うことです。

○ 委員 はい。

■日程第14 議案 第4号 工事請負契約締結について（令和元年・2年度白鳥中学校校舎・体育館等解体工事）についてを議題とする。

学校教育課 与島副主幹が説明

<質疑>

- 教育長 期間も年度いっぱいとなっておりますが、解体工事、造成工事、外構までで、かかりそうな感じですか。
- 山本委員 一般競争入札されている業者は何社くらいでしょうか。
- 与島副主幹 9社です。
- 山本委員 市内外でしょうか。
- 中川課長 そうです。総合評価ということで、単純に金額だけの決定ではございません。アスベストとか例えば騒音とかいろいろと提案をいただきながら、9社の中から金額も含めて最終判断で大字建設になったということです。
- 山本委員 はい、分かりました。
- 向山委員 期間はどうなっていますか。
- 中川課長 期間は10月末までです。造成につきましては年度が替わってすぐに、取り壊しと平行して出来るだけ来年度内には全体を納めていこうと考えております。
- 向山委員 造成してはやく運動場開放をできるように。

■日程第14 専決処分報告 第1号 地方自治法第180条について地法自治法第180条第1項の規程による市長の専決処分の報告について

学校教育課 与島副主幹が説明

<質疑>

- 教育長 市長の専決処分ということで報告をさせていただきます。
- 中川課長 1500万円以内ですので市長の専決処分です。工事の報告ということになっております。

■日程第15 報告 第1号 令和2年度一般財団法人東かがわ市スポーツ財団の事業計画に関する書類の報告について

生涯学習課 佐藤副主幹が説明

■日程第17 報告 第2号 令和2年3月議会定例会提出「令和元年度教育関係補正予算」について

給食センター・三谷所長、学校教育課・水口副主幹・児嶋副主幹、生涯学習課・小西副主幹・佐藤副主幹、子育て支援課・川田課長が説明

<質疑>

- 教育長 事務局費の端末の1,800万円は何ですか。
- 児嶋副主幹 今年整備したものの、請負の残です。

■日程第18 報告 第3号 令和2年度当初予算について

給食センター・三谷所長、学校教育課・水口副主幹・児嶋副主幹、生涯学習課・小西副主幹・佐藤副主幹、子育て支援課・川田課長が説明

<質疑>

- 山本委員 白鳥こども園、非常に経営が苦しいと園長さんがおっしゃっていました。本当に厳しい経営をされている。細かいことを積み上げて積み上げてご苦労をされている。
- 向山委員 委託料がまた減っている。将来的にはその子達が市の財産になる。
- 山本委員 今年度、金額的に1100万円くらい減少ということですね。それから、59ページの大型冷風機ですが、全小中学校の体育館ということは新しい白鳥小中学校の体育館でも導入ということですか。
- 中川課長 そうですね、今、体育館は空調設備がございません。空調を入れるとなると莫大な費用がかかります。まず、熱中症対策として、畳1枚くらいの冷風機で後ろに水を入れてその水を気化して、冷たい水が出るということです。
- 山本委員 移動式ですか。
- 中川課長 移動式です。体育館全体が冷えるというものではございません。前に涼しい空気が入っていくという形でご理解いただけたらと思います。まず、それを試験的に行いまして、例えば子どもが沢山いる時は、小中学校の2台を持っていったり、他から借りるのも可能だということで今回購入しようと考えております。
- 向山委員 大川中学校にはいれましたが暖房機、送風機は考えていませんか。
- 教育長 暖房は考えていません。暖房はストーブで代替えできます。
- 向山委員 効果はあるんですか。
- 中川課長 効果は、全体が冷えないので、休憩時間にそこに集まってくるとか、いう形の中で、一度、とらまる体育館で試験的に入れた時があった

んですが、2年くらい前に、その時にソフトバレーの選手の人も、近くに行ったら涼しいということで、ないよりはあった方がいいと言うことなので一度試してみようと思っております。

- 樫原委員 スクールバスの運行が10台ということで、運転手の方は何人くらいいますか。
- 児嶋副主幹 10名です。
- 樫原委員 時々、スクールバスの事故なども聞くので、健康面はしっかり管理してほしいと思います。
- 中川課長 先週、スクールバスの説明会で地元に行っておりました。そんな中で、スクールバスの運転手は大丈夫なのかということも出てきました。当然、年齢層もありますが、きちんと委託して、健康管理をさせていただいて対応しております。事故等あればすぐに交代できるような体制をとりますということで、説明させていただいております。

■日程第13・19・20・21・22については非公開とする。

午後4時5分 閉会
